

## 出島交流会館清掃業務仕様書

本仕様書は、出島交流会館の清掃業務（以下、「業務」という。）について適用する。なお、本仕様書において委託者の長崎県を甲、受託者を乙とする。

本仕様書に記載のない事項については、最新版の「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下、「共通仕様書」という）によるものとする。

### 1. 業務対象範囲

（1）業務対象範囲は、長崎県長崎市出島町に所在する出島交流会館とする。

1) 業務対象場所	長崎市出島町 2-11 出島交流会館
2) 建物概要	SRC 造、地上 11 階、地下 1 階
3) 延床面積	4,576 m <sup>2</sup>

### 2. 作業概要

（1）日常清掃

1 日又は週単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。

（2）定期清掃

月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。

### 3. 作業工程

（1）清掃その他作業工程は甲が別に定める清掃作業基準表及び清掃作業要領によること。

（2）乙は実施工程表及びその方法をあらかじめ定め、これによる作業実施計画表を2部作成し、1部を甲に提出し、その承認を得ること。

### 4. 日常清掃、定期清掃の内容と階段等の照明電球交換

（1）作業箇所、日常清掃及び定期清掃の要領・清掃回数は別紙のとおりとする。

ア. 清掃作業基準表・・・別紙 1

イ. 清掃作業要領・・・別紙 2

（2）照明電球交換の作業箇所は原則として階段、トイレ、トイレの廊下、エントランスホール、屋上とし、甲に報告の上、電球受払簿に取り替え数を記載し、交換するものとする。

また、その他の箇所についても甲が要請した場合は同様に対処するものとする。

## 5. 作業時間

平日 9：00～17：00（土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）までの間に作業するものとする。

乙は、作業日程表を定め、2部作成し、1部を甲に提出し、あらかじめその承認を得ること。

## 6. 業務体制

乙は、以下の管理体制をもって業務を実施しなければならない。

- (1) 乙は、施設管理者との連絡調整、従事者の指揮監督を行うための業務責任者（以下「責任者」）及び現地での清掃作業に従事する者（以下「従事者」という。）複数名からなる業務実施体制を組織し、作業実施計画表に基づき常に良質な作業を行うため、十分な作業技術を修得した責任者のか、作業に必要な人員並びに器具・器材等を常駐・常置しなければならない。
- (2) 責任者は、乙が常勤雇用する者であつて、清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有する者を選任すること。
- (3) 従事者は、施設が持つ公共性を理解し、誠実に業務に取り組めるものの中から、乙が選任して配置するものとする。
- (4) 作業は原則として6. (1)に示す人員で行うものとし、責任者の氏名、住所、電話番号、経歴ならびに従事者の氏名をあらかじめ甲に提出し、承認を受けるものとする。
- (5) 従事者は、身分を明らかにするため一定の作業服を着用し、会社名を記入した記章及び名札を着用すること。

## 7. 業務報告

- (1) 日常及び定期清掃については、所定の作業日報（別紙3）を作成し、甲が指定する場所に保管し、随時点検を受けることとする。  
また、1月毎にまとめて提出し、甲の検査を受けるものとする。
- (2) 各トイレにトイレチェック表（別紙4）を貼り、作業を確認するものとする。  
トイレチェック表は1月毎にまとめて提出し、甲の検査を受けるものとする。

## 8. 損害その他

- (1) 作業実施に当たり、構内の建物、工作物、その他に対して損害を与えたときはその都度直ちに補修し、その経費は乙の負担とする。
- (2) 作業実施中に破損箇所等を発見した場合は直ちに甲に報告すること。

## 9. 使用材料

- (1) 本清掃作業に使用する材料は、すべて品質良好のものを使用すること。
- (2) 清掃作業に使用する材料・機械器具等一切は乙の負担とし、トイレットペーパー、ゴミ袋、手洗い石鹼液、清掃用アルコール、電球等は甲の負担とする。

## 10. 作業員控室

甲が指定した場所を清掃作業員の控え室として使用するものとする。

## 11. 作業上の留意事項

- (1) 作業にあたっては、建築物の構造、機能及びその材質を損傷又は変質させないように留意し、安全かつ衛生的な方法で行い、火気取締りを厳重にし、特に引火性ガソリン・ベンジン等の薬品は絶対に使用しないこと。
- (2) ワックス塗布時は、通行者がすべりやすく危険であるためその防止には十分な対策を講じること。
- (3) 水の使用にあたっては、機械その他に被水させないよう十分注意すること。
- (4) 作業員の健康管理については、乙で責任を持って行うこと。
- (5) この仕様書に記載のない事項については、甲と協議のうえ実施するものとする。

<添付資料>

- 別紙1 清掃作業基準表
- 別紙2 清掃作業要領
- 別紙3 清掃作業日報
- 別紙4 トイレチェック表